

東京都北区剣道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、東京都北区剣道連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、北区在住のいずれかの執行委員宅におく。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、剣道・居合道・杖道の普及発展と会員の親睦を図り、一般財団法人全日本剣道連盟(以下、全剣連)および一般財団法人東京都剣道連盟(以下、東剣連)の方針に従い、「剣道の理念」の実現を目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 定例稽古会の開催
2. 大会の開催、後援
3. 寒稽古・暑中稽古・遠出稽古の実施
4. 対外試合への参加
5. 東剣連規程に基づく段級審査会・ブロック講習会の主管
6. 北区の指導公開への指導員派遣
7. 剣道に関する調査および研究(研究には、講習会・研究会・記録保管を含む)
8. 関係諸団体との連絡
9. 会報の発行
10. 公式ホームページの運営管理
11. その他目的達成に必要な事項

第4章 会員・組織

(会員・会員資格)

第5条 本連盟の会員は、北区内に在住・在勤・在学する者、および本連盟の目的に賛同する者、または、加盟団体に所属している者で、入会を希望し、所定の入会申込書に入会金・年会費を添えて申請した者とする。加盟団体については、細則に定める。

(会員資格の喪失)

第6条 次の各項の1つに該当する場合は、本連盟の会員資格を喪失する。

1. 本人が退会を申し出た場合
2. 年会費の納入期限1年を越えて滞納した場合
3. 本人が死亡した場合
4. 本連盟の名誉を著しく汚し、または、本連盟の目的に反する行為があり、理事会において除名の承認が行われた場合

(組織)

第7条 本連盟は、第5条の会員をもって組織する。

第5章 役員

(役員)

第8条 本連盟に、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 業務部長 総務部 会計部 広報部各1名

6. 監 事 2名
7. 執行委員 会長 副会長 理事長 副理事長 業務部長
8. 常任理事 事業担当および会長が指名した者
9. 理 事 加盟団体より選出された代表者各1名および会長が指名した者

(名誉役員)

第9条 必要あるときは、執行委員会の推薦により、理事会に諮り、以下の名誉役員をおくことができる。ただし、名誉役員は議決権を有しない。

1. 特別顧問
名誉会長・会長経験者並びに範士の称号受有者と八段、剣道有功賞を授与された者。
2. 名誉会長
前会長を務めた者。
3. 顧 問
常任理事経験者並びにこれに準ずると認められた者。

(役員の仕事)

第10条 本連盟役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は、理事を代表し、常任理事会、理事会、および総会において決定された事項の運営にあたり、他の執行委員と共に企画・立案し、その実施にあたり業務全般を統括する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 業務部長は、理事長を補佐し、担当業務の執行にあたる。
6. 監事は、本連盟の事業の執行状況並びに会計の監査を随時行い、総会において監査報告を行う。監事は、必要に応じ理事会に出席することができる。
7. 執行委員は、本連盟の事業の企画・立案・実施、および関係諸団体との連携業務にあたる。また、緊急事項を審議、処理する。
8. 常任理事は、理事長を補佐し、担当事業の執行にあたる。
9. 理事は、理事会において議案を審議、決定し、理事長を補佐する。

(役員を選任)

第11条 役員を選任は、次の通りとする。

1. 会長および監事は、前年度の常任理事会の推挙により総会において選任する。
2. 副会長・理事長・副理事長は、会長の推挙により総会において選任する。
3. 業務部長は、会長・副会長・理事長の推薦により会長が委嘱する。
4. 常任理事は、会長が指名した者を総会において選任する。
5. 理事は、加盟団体より選出された代表者各1名および会長が指名した者を、総会において選任する。

(役員の仕事・役員代行)

第12条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

また、役員代行の仕事は、前任者の残任期間とする。ただし、加盟団体より選出された理事については、加盟団体に一任する。

第6章 会 議

(会 議)

第13条 本連盟に、次の会議をおく。()内は構成員を示す。

1. 総 会 (会 員)
2. 執行委員会 (執行委員)
3. 常任理事会 (執行委員・常任理事)
4. 理 事 会 (執行委員・理事)
5. 特別委員会 (常任理事会が適宜指名する委員)

(総 会)

第14条 総会は、年1回会長が招集し、次の事項について審議する。ただし、必要に応じ臨時会を開催することができる。議長は会長もしくは、会長が指名した者が務める。

1. 決算の承認および予算に関する事項
2. 事業に関する事項

3. 役員を選任

4. 本規約に定める事項およびその他重要な事項

(執行委員会)

第15条 執行委員会は、必要に応じ会長が招集し、委嘱された事項および緊急な事項について審議、処理し、事後、理事会に報告する。ただし、緊急事項について会長が決定することを妨げない。議長は会長もしくは、会長が指名した者が務める。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、委嘱された事項および重要事項について審議、決定する。ただし、緊急事項について会長が決定することを妨げない。議長は会長もしくは、会長が指名した者が務める。

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、事業計画・年度予算・補正予算、および提案事項について審議、決定する。議長は会長もしくは、会長が指名した者が務める。

(特別委員会)

第18条 特別委員会は、以下の規定に従い、必要に応じ常任理事会の承認を経て設けることができる。

1. 特別委員会は、第4条の事業のうち、特定の事項の運営に関して調査・協議し、その結果について常任理事会に報告する。
2. 特別委員会の名称、委員、その他必要な事項は、常任理事会が別に定める。

(決議)

第19条 本章に定める会議における決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く、出席した構成員の過半数の賛成をもって行う。

第7章 会計

(連盟の経費)

第20条 本連盟の経費は、入会金・年会費・事業収入(大会参加費・審査料等)・助成金(補助金等を含む)・賛助金、およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わる。

(決算)

第22条 本連盟の決算は、毎会計年度終了後、監事の会計監査を経て遅滞なく総会に報告し、承認を得なければならない。

(会費等)

第23条 本連盟の入会金および年会費は、細則に定めるものとし、原則として、当該年度の4月末日までに納入する。納入方法についても、細則に定める。

(慶弔事項)

第24条 会員および連盟関係者に慶弔事項が発生したときは、細則に定める慶弔規定に従い、慶弔の意を表す。

(緊急時の特別支出)

第25条 緊急事態により特別に支出を必要とするときは、会長の承認により支出し、事後、理事会に報告する。

第8章 その他

(表彰)

第26条 本連盟に功労があると認められたものは、執行委員会の推薦により、理事会に諮り、表彰する。

(規約等の改正)

第27条 本規約等の改正は、次の通りとする。

1. 規約の改正は、常任理事会で審議し、総会において決定する。
2. 規約に基づく細則の改正は、常任理事会で審議し、理事会において決定する。

(個人情報保護)

第28条 本連盟は、個人情報保護法に基づきその責務を果たすため、全剣連の定める「個人情報

保護に関する方針」に準拠した運用を行う。

(細則)

第29条 本規約の細則は、別に定める。

附則

(施行)

1. 本規約は、昭和37年5月27日より施行する。
2. 昭和44年2月9日一部改正施行
3. 平成9年5月11日一部改正施行
4. 平成17年5月8日一部改正施行
5. 平成30年4月1日全面改正施行

(相談役)

旧規約上の相談役の地位は継続する。

細則

(入会金および年会費)

第1条 入会金および年会費は、次の通りとする。

区分	入会金	年会費(1ヶ年)
小・中学生	3,500円	2,000円
高校生		2,500円
大学生・一般		3,000円
顧問以上・ 80歳以上		免除

ただし、年会費を免除された会員のうち、東剣連に登録を希望する場合、登録料(分担金)・事務費として1,000円を納入することとする。

第2条 納入方法は、本連盟の指定口座に振り込むものとする。

(慶弔規定)

第3条 次の通り定め、会長が執行委員会に諮り、これを運用する。

- 慶事
1. 会員の叙勲、もしくはこれに準ずる受賞に対して祝金を贈る。
 2. 会員の範士受称、および八段昇段に対して記念品を贈る。
 3. 会員の教士・錬士受称に対して記念品を贈る。

- 弔事
1. 常任理事以上逝去のときは、香典および生花を供する。
 2. 理事逝去のときは、香典を供する。

ただし、会長が特に必要と認めた件(慶弔、災害・入院見舞金等)についての支出は、これを妨げない。この場合、会長は、事後、理事会に報告する。

(加盟団体)

第4条 定義と申請方法および承認手順

1. 加盟団体とは、第3条の目的に賛同し、第4条の事業に協力することができ、本条第2項により承認された団体とする。
2. 加盟を希望する団体は、所定の「加盟申請書」に必要事項を記入の上、会長に提出する。会長は執行委員会を招集し、「加盟申請書」に基づき加盟の審議を行い、その結果を理事会に諮り、承認を受ける。

附則

(施行)

1. 本細則は、平成30年4月1日より施行する。

(廃止)

1. 本細則の施行と同時に、従前の北区剣道連盟慶弔規定は廃止する。